

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

## ■ 2023年4月から雇用保険料率が0.2%引き上げへ

### ■ 雇用保険料率 1.35%⇒1.55%へ引き上げへ

昨年12月14日、厚生労働省は労使が払う雇用保険料率を、2023年4月から0.2%引き上げ1.55%にする方針を固めましたが、その後労働政策審議会の部会は、今年4月から失業等給付分の雇用保険料率を0.2%引き上げ、法律上の原則どおり0.8%にすることを了承しました。引上げ後の雇用保険料率は現在の1.35%から1.55%となります。

### ■ 現在の雇用保険料率は？

雇用保険にはその事業に応じて『失業等給付』、『育児休業給付』、『雇用保険二事業』の3つに区分されています。それぞれの現在の料率は、『失業等給付』が労使ともに0.3%、計0.6%、『育児休業給付』が労使ともに0.2%、計0.4%、『雇用保険二事業』が、企業負担のみ0.35%となっており、全体の保険料率は1.35%（労働者負担0.5%、事業主負担0.85%）となっております。

### ■ 改定予定の内容は？

改定が行われるのは、『失業等給付』の項目となります。厚生労働省は現在、『失業等給付』の部分を特例として引き下げていますが、この特例を2023年3月に終了させ、現在の0.6%から0.8%という本来の料率に引き上げ、全体の保険料が1.55%、うち労働者負担が0.6%、事業主負担が0.95%となることが予定されています。

※『育児休業給付』、『雇用保険二事業』の料率は据え置きとなります。

今回予定されている改定については、新型コロナウイルス感染症の長期化により、雇用調整助成金の給付や失業手当が増加したためと考えられています。

新型コロナウイルスの影響により、休業を余儀なくされる企業が急増し、雇用調整助成金を申請する企業も大幅に増加、また失業者の数も急増し、失業手当の申請者・受給者も増加しました。

このような雇用調整助成金・失業手当の急増により、雇用保険料の積立金が大幅に減少したことが、今回の雇用保険料の引上げにつながったとみられています。

#### ◆2月の労務スケジュール

～2/28 1月分社会保険料納付

～2/10 1月分源泉徴収税額及び住民税額の納付



編集担当：奥田  
編集責任者：勝山